

## 関東地方大気環境対策推進連絡会における調査・検討会議の設置について

調査・検討会議の設置について、本年度第三回微小粒子状物質調査会議後に意見照会を実施（会議の設置可否、設置形態、名称について）

### 1 各自治体からの回答内容について（詳細は参考資料別紙 2 参照）

#### （1）会議の設置可否

##### 全自治体が設置に賛成

（付帯意見）

- ・ 設置時期については、先の見通しや調査目標が明確化された後が良いと考える。但し、現時点で改めて要綱の規定事項を見直した上で、検討会が設置されない状態が妥当でないとの見解である場合や、多数の自治体において速やかに設置した方が良いとの考えである場合は設置を優先させるべきだと考える。

[埼玉県]

- ・ 新しく光化学オキシダント事業が加われば、現行の調査会議とは事業内容が大きく変更されるため、浮遊粒子状物質調査会議が 2003 年度に設置された時と同様の手続きが必要であると考えます。[静岡県]

（事務局意見）

第三回調査会議の資料 21 にも示しておりますが、調査・検討会議及び共同調査機関の設置が必要となります。手続きにつきましては、過去の事例と同様に関東地方大気環境対策推進連絡会と調整の上進めます。

## (2) 会議の設置形態

同一の会議体として設置：15自治体、どちらでも良い：1自治体

(付帯意見)

- 複数の会議体を設置した場合、事務や会議が煩雑化する恐れがあるため同一の会議体とするのが良いと考える。[埼玉県]
- 同一の会議体である方が、各自治体の負担が少ないことが予想されるため、望ましい [静岡県]。
- 同一の会議体を利用してオキシダント調査を推進し、業務量や担当者の重複などを考慮のうえ、対応が困難になった場合など、必要に応じて個別の会議体の設置を検討すれば良いと考えます。[神奈川県]
- ひとまず同一の会議体として設置することが適切と思います。ただし、PM2.5調査に加えてOx調査について議論を行っていくことになるので、時間的制約などで今後会議の運営に支障がでるようであれば、PM2.5調査の縮小や個別にワーキンググループの設置することなどを検討する必要があると考えます。  
[川崎市]
- どちらの形態であっても構わない。ただし、現在の微小粒子状物質調査会議は報告書を公開することを前提に運営しているが、オキシダント調査に関しては非公開情報も存在する可能性が高いことから、報告書の公開等にあたっては、十分に精査を行った上で非公開情報を公開することのないよう対応していくべきと思います。[千葉県]

(事務局意見)

各自治体の負担を考慮し、同一の会議体としてあらためて提案させていただきます。オキシダントに係る報告書の公表時期は、解析調査に引用しておりますII型実施共同研究の状況も踏まえて設定致します。

### (3) 調査・検討会議の名称

微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議：15 自治体

微小粒子状物質等調査会議：1 自治体

(付帯意見)

- ・ 前問で「同一の会議体（事務局案）」に決まった場合の名称は事務局案に賛成する。「個別の会議体」の場合は、「微小粒子状物質調査会議」「光化学オキシダント調査会議」としたい。[千葉県]
- ・ 光化学オキシダントについても会議の調査対象であることを明確にするという意図で、事務局案の名称に変更するのは1つの方法かと思えます。  
しかしながら、現状では光化学オキシダント調査は長期計画が作成されておりません。また微小粒子状物質と光化学オキシダントの業務量を比較しても微小粒子状物質調査の割合が高く、現時点で両者を併記した名称は適当でないと考えます。さらに、光化学オキシダントは共同研究の成果活用を予定しており、報告書の公表時期が遅れる可能性があることから、微小粒子状物質調査と同列の位置づけとしない方が実態に即していると考えます。[神奈川県]

(事務局意見)

現在の調査会議においては、PM2.5に係る取組が主流となっておりますが、今夏より各自治体が連携の下でVOC調査を実施するなど、オキシダントの解明に向けた具体的取組を実施していることから、本会議名を提案しております。

今回の照会結果も踏まえまして、同一の会議名をあらためて提案させていただきます。

## 2 調査・検討会議の設置について（事務局案）

- ・ 「微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議」を設置
  - ・ 光化学オキシダントについては、同会議で調査・検討
- ※ 参加自治体の意思を確認後、関東地方大気環境対策推進連絡会へ設置等に係る手続きを依頼